

北上地区消防組合消防本部告示第1号

北上地区消防組合消防本部自動体外式除細動器パッド助成要綱を次のように定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月15日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防本部自動体外式除細動器パッド助成要綱

(目的)

第1 この告示は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）使用におけるAEDパッドを助成することにより、その施設を把握するとともに、救急事案発生時にAEDの活用を促進し、救命体制の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2 AEDパッドの助成は、北上市又は西和賀町で発生した救急事案で、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 北上地区消防組合消防本部のAEDマップに登録された事業所等（以下「登録施設」という。）のAEDを、一般市民に対して使用したとき。
- (2) 当消防組合が覚知した救急事案で、使用したことが確認できたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 登録施設において、特定の施設利用者の救護を目的として設置されたAEDで特定の施設利用者に対して使用したとき。
- (2) 公共施設に設置されたAEDを使用したとき。
- (3) 外国製等のAEDで助成が困難である場合については、別途協議するものとする。

(申請)

第3 登録施設は、AEDの使用が第2第1項に該当する場合、AEDパッド助成申請書（様式第1号）を、消防長に申請することで、AEDパッドの助成を受けることができるものとする。

(決定)

第4 消防長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、助成を決定したときはAEDパッド助成決定通知書（様式第2号）を、却下したときはAEDパッド助成却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するものと

する。

2 消防長は、A E Dパッドの助成を決定したならば、A E Dパッドを現物支給するものとする。

(費用の返還)

第5 消防長は、助成の申請が虚偽であることを認めるときは、決定を取り消し、助成に要した費用を返還させる等の措置を講ずるものとする。

様式第1号（第3関係）

AEDパッド助成申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長 様

団体名 _____
所在地 _____
申請者 _____ (印)
電話番号 _____

AEDパッドの助成について、次のとおり申請します。

施設所在地	
使用日時	年 月 日 時 分頃
使用者の情報	救命講習等資格の有無 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合、資格の種類（ ）
AEDの情報	メーカー名： 機種名等： パッド種類： 成人用 ・ 小児用 数量：
使用状況	概要：

※ 受付欄	※ 経過欄

※印の欄は記入しないでください。

様式第2号（第4関係）

北消本警第 号
年 月 日

A E D パッド助成決定通知書

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



年 月 日付で申請がありましたA E Dパッドの助成について、
次のとおり決定しましたので通知します。

決定した 助成内容	メーカー名： パッド種類： 数 量：
--------------	--------------------------

様式第3号（第4関係）

北消本警第 号
年 月 日

A E D パッド助成却下通知書

様

北上地区消防組合消防本部
消防長



年 月 日付で申請がありましたA E Dパッドの助成について、
次のとおり却下しましたので通知します。

却下理由	
------	--